相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区玉川二丁目四六番地、最後の住所岐阜市河渡二丁目二七七番地一ベルエポック水谷二A号室　被相続人　亡　若生　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

事務所岐阜県岐阜市今小町三番地　相続財産管理人　弁護士　足立　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕一九四四番地三、最後の住所鳥取県東伯郡北栄町弓原一二六九番地三　被相続人　亡　谷本　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

事務所鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万四九一番地一五　相続財産管理人　石賀　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府宮崎町二九四五番地、最後の住所広島県呉市郷原町一三八〇　被相続人　亡　三上　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

事務所広島県呉市焼山中央一丁目一三番六号　利波ビル　相続財産管理人　遠藤　學

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市小島上町一六四九番地、最後の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼三五六六番地二二　被相続人　亡　大田　信弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

事務所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二四四八番地五　相続財産管理人　司法書士　渡邉　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市小川町西海東一四一七番地、最後の住所宮崎市本郷一丁目二四番一一二号　被相続人　亡　内田　研二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

宮崎市旭一丁目六番一七号マリンビル五階D号　谷口綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　谷口　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦一六番地の五、最後の住所宮崎市恒久南二丁目八番地一三坂元アパート一〇一号　被相続人　亡　杉田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

宮崎市瀬頭二丁目七番一一号　相続財産管理人　弁護士　萩元　重喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市通堂町八五番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町二丁目五二番地　被相続人　亡　新﨑　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十七日

沖縄県豊見城市字高安八八七番地一　C二一　相続財産管理人　新崎　晴美

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アドステージ　株式会社アドステージ　名古屋市中区伊勢山二丁目五番一〇号服部エイトビル五階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年十二月十七日

愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目五番一〇号服部エイトビル五階　株式会社アドステージ　代表取締役　吉田　学

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年12月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社山口産商　②北海道知事網走(3)第289号　③代表取締役　山口正英　④北海道紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地の6　廃止した従たる事務所の所在地　北海道旭川市忠和7条7丁目1番1号　⑤1500万円　⑥北海道知事　⑦北海道紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地の6　株式会社山口産商　代表取締役　山口正英

①東武ランドシステム株式会社　②国土交通大臣(6)3922　③代表取締役　保坂直之　④東京都墨田区押上三丁目25番17号　廃止した従たる事務所　東京都豊島区西池袋1－1－25　東京都板橋区成増3－12－2　埼玉県春日部市中央1－8－13　東京都墨田区向島1－33－10　埼玉県新座市東北2－38－1　埼玉県越谷市南越谷1－11－4　千葉県柏市新柏1－1510　東京都墨田区押上2－18－12　⑤4000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都墨田区押上三丁目25番17号　東武ランドシステム株式会社　代表取締役　保坂直之

①株式会社旅工房　②東京都知事(1)88829　③代表取締役　高山泰仁　④東京都豊島区西池袋5丁目14番8号東海池袋ビル6階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区西池袋5丁目14番8号東海池袋ビル6階　株式会社旅工房　代表取締役　高山泰仁

①有限会社ニシケンサービス　②東京都知事(7)45253　③代表取締役　西村宏　④東京都墨田区両国二丁目18番16号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都墨田区両国二丁目18番16号　有限会社ニシケンサービス　代表取締役　西村宏